

40102水運業における死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生 時	死傷災害事例	年 齢	事 故 の 型	起因物 (小)	労 働 者 規 模
1	2017	12	14~15	甲板上のハッチコーミング（船倉）上の鉄板の不要金具を、ガスバーナーで切断作業中に、甲板上の足場付近が片づいておらず、準備を怠り軽装であり、且つ周りの状況に注意をしていなかったため、ガス切断中の火が作業服の裾に引火し、右足脛に火傷を負った。	66	11	331	30 ～ 49
2	2017	12	8~9	営業先へ訪問するための移動中に、構内のホームへ向かう階段を下りる際、階段を踏み外して転落し、着地した右足を骨折した。	39	1	413	1～ 9
3	2017	11	8~9	事務室内で机上を拭こうとした時に椅子の脚に躓いて転倒し、腰を打撲した。	74	2	417	30 ～ 49
4	2017	10	13～ 14	修理工場倉庫屋上で、ドラム缶をロープで固定する作業中にロープが切れ階段に背中から落ち、骨折した。	64	1	379	10 ～ 29
5	2017	7	8~9	車両等を輸送する作業をしていた。港へ着岸し10tダンプトラック揚陸させるため登坂板の脇で誘導していた時、右足が登坂板の下に入っているのに気付かず、右足先を挟み負傷した。	22	7	379	50 ～ 99
6	2017	6	14～ 15	川の航路整備作業時、川底に止まった石を撤去中、動いた石が流れに押し転がされ、右脛から足首に当たり、強い打撲をした。	39	6	711	100 ～ 299

7	2017	6	17~ 18	定期便を着岸させるため、スタンライン（係船ロープ）にて係船業務を行った。次の作業（着岸後のお客様下船誘導業務）を行うため、栈橋を移動中、岸壁に設置してあるフェンダータイヤのチェーンに躓き転倒した。	54	2	419	1~ 9
8	2017	5	5~6	航海中、濃霧のため視界が悪く、相手船（298t）と正面衝突した。その衝撃で転倒し、3ヶ所の骨折となった。	65	18	239	1~ 9
9	2017	5	15~ 16	操船作業中、竿をさしていたときに左太もも裏に激痛がはしり、肉離れを起こした。	48	19	921	100 ~ 299
10	2017	4	17~ 18	港に係留していた船からフェンダーを岸壁へ移す為に投げたとき、フェンダーがチェーンフェンスに当たり海に落ちそうになったので、フェンダーを拾おうとした時に誤って体も海に落ちそうになり、左腕で太いロープにつかまった際に全体重が左肩にかかり骨折した。	45	1	418	10 ~ 29
11	2017	4	15~ 16	係船作業中、左足が滑ったので右足で踏ん張り転倒を回避した際、右足首に激痛がはしった。	55	19	239	30 ~ 49
12	2017	2	7~8	接岸していた本線に小型船を積み付けする作業中、岸壁のビットに小型船のロープを掛け終え、本船に乗船し別の作業に向かったが途中にある階段に足を掛ける際、走っていたため階段の角に強く足の裏をぶつけ痛めた。	49	3	413	10 ~ 29
13	2017	2	19~20	船内機関車において、一斗缶を2つに切断する作業中に切断用ディスクサンダーがはじかれて右太ももの膝に近い部分に当たり裂傷した。一斗缶を物理的に固定せず、足の間挟んだ状態で行ったのが原因と思われる。	65	8	153	—
14	2017	2	2~3	当社の所有船にて探査船警戒中に自室の洗面所にて洗面の際、荒天波のため船が大きく揺れた拍子に止めてあった扉が閉まってきていることに気付かず扉の近くに手をついてしまい誤って	34	7	419	10 ~

				指を挟まれてしまった。				29
15	2016	10	10～ 11	10tトラック平ボディーの荷台の上で作業中、トラック右側面の あおりを別の作業員が閉めようとしたがうまく閉まらず、リフ トのツメで押して閉めようと別の作業員がリフトの方に移動し ようとした時、荷台の上でバランスを崩しそのまま肩から頭に かけて地面と衝突した。	41	1	221	50 ～ 99
16	2016	10	8～9	係留場に於いて、乗船中の船上にて、右舷に置いてあった発泡 スチロールを掃除する為取りに行き、左舷に戻る途中、開いて いたプロペラ点検ハッチに右足がはまり、その際転倒をさける 為出した左足をひねってしまい、負傷した。	51	19	239	30 ～ 49
17	2016	9	16～ 17	観覧船乗り場にて、観覧船の出船の準備作業中に船から岸に降 りる際に、コンクリートの斜めになっている地面へ左脚で着地 したところ、左ふくらはぎに激痛があり、歩行が難しい状態に なった。	41	3	417	100 ～ 299
18	2016	8	10～ 11	沿岸土場で鋼管杭仮置き作業中、仮置き鋼管上で、フォークリ フトの誘導、及び仮置き鋼管のバタ角養生を行っている時、 フォークリフトから鋼管杭を降ろした際、被災者が支えていた バタ角に接触し、バタ角が折れ、被災者がフォークリフト側に 引っぱられ転倒。その際、フォークリフトが運んできた鋼管 で、腰を打ち鋼管と鋼管の間に転落した。	66	3	521	100 ～ 299
19	2016	7	7～8	機関室の右舷主機関のふき取りをするため、踏み台を使用して 作業を行った。作業中、踏み台から右足を踏み外しとっさに上 部の配管をつかもうとしたところ、上部配管に隣接する蛍光灯 器具のふちに右手があたり、負傷した。	19	1	371	30 ～ 49
20	2016	7	10～ 11	通常運航中、さおで船を進める為、船の先端から川底にさおを 突き押ししながら歩いて押し切った後、又先端に上がるため振り 返った時に足を痛めた。	45	19	239	100 ～ 299

29	2016	5	20～ 21	翌朝から当船での仕事をする為、船が岸壁の2隻目に係留してある為、港運会社の船のハッチ横通路から当船へ乗り込むのに、港運会社の船と当船のデッキとの段差が1m50cm程あるので飛び移った際、段差を補うための台が無かった為に右足を強く打ち付けた。	70	3	239	1～ 9
30	2016	4	8～9	社員給食を冷蔵保存するために、冷凍冷蔵庫の上に積んである専用の容器を取ろうとしたとき、通常は三段重ねに積んでいる容器が四段積んであったため、一番下段の容器を持ち四段すべてをまとめて降ろそうとしたが、重さを支えきれず左足小指のうゑに容器を落としてしまい負傷した。	61	4	379	30 ～ 49
31	2016	3	17～ 18	交通船の係留場において、船舶の片付けの為一人で船上を歩いていたところ、係留ロープに足を引っ掛け転倒、右膝を打撲した。	56	2	417	1～ 9
32	2016	3	14～ 15	室外作業中、ロープ引き作業の際、平地脇にあった階段用くぼみがある場所に気づかず、後ずさりをした際、足を踏み外してしまい1メートルほど下のコンクリート床に落下。	32	1	418	30 ～ 49
33	2016	3	12～ 13	ポンプ室において水の溜まったバケツを持ち上げたところ、足場が悪く無理な姿勢だったために腰に痛みを感じ、また足にもしびれるような感覚を覚えた。	24	19	611	10 ～ 29
34	2016	3	12～ 13	停泊中の遊覧船内の階段ステップにて、商品積込みに使用した折りたたみ式のブラ製コンテナをたたんでいる時に、沖合いを走る船が起こした引波の影響を受けて船が揺れた。その際バランスを崩し両手がふさがっていた為、受け身を取る事ができずに、階段4段目から床面へ右肩から落下した。	24	1	239	100 ～ 299
35	2016	2	9～ 10	船の修理作業中、梶を置く台に乗せたつもりが、きっちり置いていなかった為落下し、高さ70cmの台から転がり左足の小指にあたり骨折した。	40	4	379	100 ～ 299
				船舶の運航中、接客のために客室を巡回中に、船体が大きく動				50

36	2016	1	9～ 10	揺した弾みで体が浮き上がり、落下した際に、両足太ももを強打した。	33	3	239	～ 99
37	2016	1	9～ 10	船舶の運航中、接客のため客室を巡回中に、船体が大きく動揺した弾みで体が浮き上がり、落下した際に、後頭部を強打した。	28	3	239	50 ～ 99
38	2015	10	9～ 10	栈橋で船を着岸させるための綱取り作業中、船に掛けたロープを栈橋のピットに巻きつけているときに、親指がロープとビットの間に挟まり負傷した。	63	7	239	1～ 9
39	2015	9	17～ 18	客の乗船の為、事業所の栈橋に船をつけ、舳先にて安全確認を行い、ロープをもやおうとした際、雨が降っていた為、足元が滑り転倒し、右わき腹を船に強打した。	49	2	239	1～ 9
40	2015	6	13～ 14	入港準備後、着岸時に、海に転落しているところを発見された。	68	10	229	1～ 9
41	2015	5	18～ 19	仕込の玉ネギを料理中、誤って左手のひらを、ペティナイフにより切ってしまった。	24	8	364	50 ～ 99
42	2015	5	11～ 12	フェリーの台船からはしごを使用して岸壁に降りようとした時に地面が濡れていたため、はしごの下部が滑り動き、はしごが外れてしまい転落。	70	1	371	10 ～ 29
43	2015	4	11～ 12	台船（長さ60m×幅20m）を岸壁につける作業中に、台船の上にあるビースにつまずいて転倒し、台船に載っていたブロックに右足をぶつけ、負傷した。	39	2	419	1～ 9
44	2015	4	0～1	ブルーシート（5m×5m）を船に固定し、岸壁との間50cmの距離に岸方のブルーシートを巻いてある部分を岸壁に2人で投げた橋渡し状にしようと投げたとき、足がふらつき海に落ちそうになった為とっさに岸壁の上に飛び降りた為左足骨折の負傷をした。	63	1	416	1～ 9

45	2015	4	10～ 11	鍋に油を入れ、電磁調理器に置き油が温まる間野菜を切る作業をしていたら異臭を感じた。鍋を確認すると煙が上がっており火災になるおそれがあったため慌てて使用していない電磁調理器に移動させた。その時勢い余って鍋を移動させ油を飛ばし自分にかかってしまった。	54	11	391	30 ～ 49
46	2015	3	19～ 20	カーフェリーの荷役作業のため、大型フォークリフトに乗車しようとして、運転席左側のドアを開けようとした。その際、ドアが固かったため右手で強く開けた所、勢いよくドアが開いた反動で、ドアの付近に添えていた左手親指を強打した。	42	6	222	50 ～ 99
47	2015	2	14～ 15	車椅子（ストレッチャータイプ）の客を乗船させる際、タラップから船内階段付近でバランスを崩し左ふくらはぎを負傷した。	62	2	362	50 ～ 99
48	2015	1	18～ 19	港の棧橋にて、入港してくる船の網取作業中に、足元の別の網に足が引っかかり、右肩から転倒し、負傷した。	59	2	391	10 ～ 29
49	2015	1	11～ 12	ホールド内にて平バケットの上に登り、バケットの頭のソケットを取りはずす作業中、ソケットのピンを抜いた時ソケットとソケットのワイヤーが船首側に振れて身体のバランスをくずし転倒身体がさかさまになりバケットの足とホールドの側面の間にかぶっていたヘルメットがはさまった状態で止まった。	65	1	215	1～ 9
50	2015	1	16～ 17	船内で調理業務中に、客室へ移動する時に、段差でつまずき、転倒して、左上腕を骨折した。	67	2	417	10 ～ 29
51	2014	12	14～ 15	公共埠頭の船内にて、荷役作業をしていて、休憩に入るため船内の梯子に両手でつかまり昇るとき、足が滑った為、手に力はいり、片方に体を捻ってしまい右肩に痛みがでた。痛みが弱かったためそのまましていたが、長引くので約1ヶ月半後病院で受診したところ右肩筋断絶と診断された	66	19	371	100 ～ 299

52	2014	11	9～ 10	甲板内で、陸上と一般と接続する石油パイプ（アーム）準備中、2種類積みで灯油積込口にこし器を取り付ける為、パッキンにグリスを塗る必要があり、甲板上設置の道具類（鉄製約1m×0.7m、重さ10kg）よりグリスを取る為、フタを持ち上げた所、フタが滑り落ち、箱とフタの間に挟まれ、左親指・左中指裂傷しました。	64	7	379	1～ 9
53	2014	11	21～ 22	レストランバックヤードにて、他施設へ移動する際床が濡れていた為滑り転倒、その際ごみ箱の角に胸部を強打した。	27	2	417	100 ～ 299
54	2014	9	17～ 18	事務室内をコピー用紙の箱を持ち、移動中によろけて床敷マットにつまずいた際、両手がふさがっていたため手をつけず頭部を壁に激突させ受傷した。	60	2	417	50 ～ 99
55	2014	9	6～7	棧橋に係留していた船を、朝出航するため船尾の係留ロープを棧橋に投げ返した時、船の手摺に手が当り打撲し親指の根元を骨折した。	58	3	379	0
56	2014	9	10～ 11	舟の運航に支障をきたしていた流石を、川の中に入り撤去作業を行っていた。川に潜り、前かがみにしゃがんで流石をつかみ撤去しようとした時、その石が流され右足の甲に落ちて、川底の岩と流石に挟まれる状態になった。流石の重みと衝撃が右足の踵に集中し、右足の踵を損傷した。	25	4	711	100 ～ 299
57	2014	6	10～ 11	港で船から陸上への荷役中、苛性ソーダを流すホースの曲がりを通す際に、ホースと船の金具の間に右手人差し指を挟まれ負傷した。	37	7	911	1～ 9
58	2014	2	10～ 11	繫船するために船長が掛けた前方繫船ロープを被災者が手順を勘違いし、ロープを外そうとした時に船が動き出し、ロープと鉄柱に右手親指を挟まれ創傷した。	48	7	239	1～ 9
			11～					30

59	2013	11	12	自動車の誘導中、船舶をつなぐ係船環に足を躓き、転倒した。	58	2	417	～ 49
60	2013	9	11～ 12	控室より外に出た際、出口と地面の段差（約10cm）で足首をひねり、足小指を骨折した。	54	19	413	1～ 9
61	2013	9	11～ 12	接舷作業中、着舷態勢に入った為、船の後方(エンジンルームの入り口付近)にて、ロープを取る準備中、防舷材(航空タイヤ)と構造物(エンジンルームの囲い)の間に胸部及び腹部を挟まれた。	26	7	239	30 ～ 49
62	2013	8	8～9	船のクレーンで石材の積込み作業中、旋回して来たクレーンと進入防止柵の間に挟まれ、肋骨を骨折した。	42	7	212	1～ 9
63	2013	6	11～ 12	右舷側から左舷側に移動中、コンテナ固定作業中の同僚が誤ってブリッジフィッティングを落下させた為、被災者の手に当たった。	64	1	239	10 ～ 29
64	2013	4	12～ 13	荷役中、デッキバルブを開放したところ、腰に激痛がはしった。	43	19	379	不 明
65	2013	4	9～ 10	栈橋移動の際、栈橋に張っていたツッパリ棒を栈橋に上げた際、バランスを崩し、ツッパリ棒を持ったまま尻もちをつく形で転倒した。	55	2	416	30 ～ 49
66	2013	3	15～ 16	フェンダーに引っ掛かったヒービングラインを取り外そうとピットに掛けてあるロープの上から身を乗り出し、作業していた際、ロープが跳ね上がり、ヘルメットに接触。勢いで後方に飛ばされ、目、後頭部、上腕を負傷した。	43	6	379	100 ～ 299
67	2012	12	14～ 15	エスケープハッチをハンマーで叩いていた際、セメント片が、目に入り充血した。	57	4	364	50 ～ 99
68	2012	10	19～	待機場所(第5防波場北側)を離岸する際、船尾がイルカに接触する事故が発生した。その衝撃により、機関室とZP室の見回り中	44	3	219	10 ～

			20	くぐろうとしたマンホールに前倒部を強打し、前方へ飛ばされZP室の階段裏側に強打し出血した。				29
69	2012	9	9～ 10	エンジン始動後にビルジの状況を確認するため、エンジンルームのフタは閉め、点検口のフタは開けたままにしたが忘れていたため、船内を移動した際、この点検口に落ち、足を点検口内の機器に擦って負傷した。	58	1	239	1～ 9
70	2012	9	7～8	船の魚槽から生簀に活魚を移し替る作業中、誤って足を滑らせ転倒し、腰を打撲した。	54	2	239	10 ～ 29
71	2012	8	12～ 13	出港したカーフェリーが旋回する為、舷後方より係船ロープが岸壁に向かって投げられた。その際、ロープを投げるために取り付けられたレットが、手小指に当たり、負傷した。	36	4	379	50 ～ 99
72	2012	8	8～9	船のホールド内にて、清掃中、滑り、転倒し、足首を骨折した。	58	2	416	1～ 9
73	2012	6	10～ 11	岸壁に接岸す係船作業中、船尾の保留ロープを他者運転の四輪駆動車前部のフックに掛け、引っ張るために運転者が後進させたところ、ピンと張ったロープが足に当たって跳ね上げられ、岸壁に落下し負傷した。	44	6	379	10 ～ 29
74	2012	1	22～ 23	舳にある、タンク（約30トン）に、水道水を給水し、溜まったため、水を止めに行こうと陸へ降りようとしたところ、誤って海に落ちた。	42	10	239	不 明
75	2011	12	10～ 11	A営業所、修理作業所にて、作業所内の清掃作業中にごみの焼却をしていたが、中にスプレー缶が混入しており、飛び散って右足親指に当たり負傷した。	68	4	512	10 ～ 29
76	2011	11	14～ 15	台船のコーナー部分を修理する為に、船を修理箇所へ近づけようとしたとき、右側に近寄りすぎた為、船が台船に接触しそうになり接触を防ごうと手で押そうとした際、船の揺れにより台	32	7	239	30 ～ 49

				船と船の一部に挟まれ指を受傷した。				
77	2011	10	9～ 10	船舶修理工場で上架中の船舶の船尾部を高さ1.5mの作業足場に立ってペンキ塗装中にバランスを崩して転落し身体の右の腰部を強打した。	29	1	411	30 ～ 49
78	2011	10	18～ 19	タラップを5～6人がかりでかける作業中、タラップの動きを整えようと踏ん張ったところ腰をひねって転倒した。その際、左側の腰部、左目、左足を負傷した。	33	19	391	10 ～ 29
79	2011	5	12～ 13	A漁港の北沖合3kmくらいの船上にて、南西強風が吹く中、イカリを電動ローラーで巻き上げていたところロープが弾け飛んできて右手薬指に当たった。	43	6	379	1～ 9
80	2011	4	5～6	A埠頭において、船を出す準備をしていた時に、高さ1メートルある機船から台船に飛び移った際に、左足を負傷した。	60	19	239	1～ 9
81	2011	2	10～ 11	本社占用さん橋の中間の鉄柱に電球（直管型蛍光灯）を取替える為、伸縮式アルミはしごで作業をしていた。海から2本目の鉄柱の電球を取り外したとき、バランスを崩し、はしごとともに倒れさん橋の手すりに胸を強く打ってしまった。（高さ2mから落ちた。）当日がまんしていたが翌日息をするのも痛かった為、病院へ行った。	61	1	371	1～ 9
82	2011	1	20～ 21	フェリーの車輛の上下船通路でトラックの誘導時にA地点から合図をしても来てくれなかったため、近くに行って呼んでから元に戻る際、車が来るのを慌ててよけ、右足が肉離れになった。	47	19	921	10 ～ 29
83	2011	1	11～ 12	貨物をリヤカーで栈橋から陸上へ運ぶ時潮が干いていたため加速をつけて登ろうとした時に右のふくらはぎをひねってパチッと音がして痛みを感じたのですぐに病院へ向った。	55	19	362	10 ～ 29
84	2011	1	13～ 14	Aフェリー発着岸壁において、フェリー入出港作業中、大雪による悪路に足をとられ転倒、負傷した。	56	2	239	1～ 9

85	2010	12	11～ 12	旅客船「A」船内においてA港へ入港作業(係船ロープの準備)の為操舵室から客室へ降りる階段の最下部で足を踏み外し右脚首関節捻挫の傷害を負った。	43	1	413	30 ～ 49
86	2010	9	6～7	AM6:00頃出航前に荷物をフォークリフトで運搬作業の折りフトのツメの中を調整しようとしてツメを移動した所はずれて30cm位の高さから左足の上に落ち左第2中骨を骨折した。	41	6	222	30 ～ 49
87	2010	9	10～ 11	当日、船首で作業していた処、シケて来たので船尾にあるロープの「ゆるみ」を取りに行く際、階段に有る足場板から足を滑らせ足場板との間に脚をはさみ込み右下部脚前部を負傷したものである。	57	7	413	1～ 9
88	2010	9	9～ 10	A通船南乗船場の船乗り場にて、船の屋根の取り外しの為屋根を持ち上げた時、身体を捻って受傷した。	40	19	419	30 ～ 49
89	2010	9	7～8	平成22年9月1日07時50分頃、A港ADバース岸壁より作業終了後、第A丸(6.6トン)へ乗船帰社する際、船首より右舷側を歩行、後部へ向かう途中にバランスを崩し右足首をひねり、関節外顆骨折をした。	38	19	239	50 ～ 99
90	2010	8	20～ 21	船名「R」車輛甲板の表ランプ(船首)ゲートのフラップ上の段差を緩和するためのロープに左足を引っ掛け、横転しそうになり、右足で踏ん張ったところ、右足を負傷した。	48	3	379	30 ～ 49
91	2010	8	11～ 12	操船は通常3人の船士で行う。船長は舵、中綱は櫂、あと1人は竿さしとなる。新人見習船士のため、竿さしが主な仕事の分担となっている。竿さしに関しても、まだ技術が未熟のため、バランスの関係で梁に左膝を打つ事が多くあったため、左膝に負担がかかり、痛みが出て歩行が困難となった。受診した所、膝の骨の間に膿がたまっていた。	30	3	239	100 ～ 299
				本船" B " A甲板右舷側にて、脚立を使用して錆打ち作業を行				

92	2010	8	15～ 16	なっていた際、場所を移動する為に脚立を降りようとした時、下から3段目から2段目にきたとき足を踏み外し転倒した。錆打ち要具（グラインダー）を持ったまま降りようとしたのがまずかった。左手の着き方が悪く、骨折してしまった。	41	1	371	30 ～ 49
93	2010	7	19～ 20	小用港A棧橋にフェリーを係船後フェリーから棧橋へ移る際に、右足を踏み外してしまい、左脇腹を打ちつけた。その際、左側の脇骨を骨折してしまった。	48	3	413	30 ～ 49
94	2010	5	10～ 11	停泊当直中、船橋より車輦甲板へ急ぎ降りようとして通路側より階段室にでたところ、忘れ物に気付き、再度通路側に戻ろうと反転しドアクローザーの力で閉まりつつドアを右手で掴んでしまい右手指先を挟んだ状態で、体勢を崩し自分の体重がドア側にかかりドアが閉まったため右手中指を負傷した。	24	7	418	50 ～ 99
95	2010	5	15～ 16	船舶乗船中、スプリングラインを取替中、本人が急いで手伝い行こうと走っていて上陸用のラダーを留めてあるロープに足がひっかかって転倒した。	51	2	417	10 ～ 29
96	2010	4	20～ 21	ハシケに船長として乗船。船舶A丸にてハシケをA埠頭より曳船し、A社岸壁に着岸後、岸壁へロープを掛ける為ハシケより岸壁にジャンプした際、右足首をひねり受傷。	33	3	417	1～ 9
97	2010	4	10～ 11	磯舟を修理作業の場所へリフトで移動作業中枕木の台座へ降ろすため2段目の枕木を調節中に降ろしてしまい、枕木と舟底の間に指を挟んでしまった。	43	7	222	10 ～ 29
98	2010	3	13～ 14	A港船溜において、船舶の離岸作業中に、右四指（薬指）を係船柱（ビット）に係船索（ロープ）の間に挟み込み負傷した。	26	7	419	1～ 9
99	2010	2	9～	A社の棧橋のNo.2係船に係船中左舷船倉とも側上部において、ハッチボードを片付ける作業を行っていた。桁とハッチコーミングに渡していたボードをまたいで桁側に引き寄せようとしたところ、ハッチコーミングからはずれたとたん重量が思ったよ	62	1	417	10 ～

			10	りあったため落下しそうになった。慌てて板をはなしハッチ コーミング側へ飛びつこうとした。指の先端がかかっただけで あったので、体重をささえきれず落下した(高さ約6m)。下には 残砂があった。					29
100	2010	1	18~ 19	社内の階段を昇降中、階段を踏み外し転倒した。1 Fの事務所 へ2 Fの倉庫より書類を移動中、バランスをくずして転倒、右 足首を骨折。	33	1	413	1~ 9	

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各小業種における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。